

## 犬を飼っている方へ





犬に関する苦情が多くなっています。近所の方と気持ちよく付き合うためにも、飼い犬のしつけはしっかりして、マナーを守って飼いましょう。

## 糞は適切に処理してください!

散歩中、他人の土地や公園・河川・道路等にフンをさせることは、大変な迷惑となります。 最近では、<u>秋山川すももの里公園内で、フンの処理をせずに散歩をする事例</u>があり、公園利用者が困っています。散歩をするときにはフンの処理ができる用具(スコップ・ビニール袋など)を持参し、散歩中にしてしまったフンは必ず自宅に持ち帰って処理しましょう。また、道路の植栽へフンの放置、用水路に落としてしまう等の行為は絶対に止めて下さい。

なお、排せつは自宅の決まった場所でさせるようにしつけることをおすすめします。

## 放し飼いは禁止されています!

飼い犬は、綱や鎖等でつないでおくことが条例により義務付けられています。放し飼いをすることは絶対に止めて下さい。 散歩中に鎖から手を放すことも同様です。 飛びついて怪我をさせたり、物を壊したりする危険があります。また、交通事故の危険もあります。 ます。放れている犬が、人や物に危害を加えてしまった場合は、飼い主の責任となります。

- ※ 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例 第10条(犬のけい留義務) 犬の飼い主は、常に、飼養し、又は保管する犬のけい留(丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物等につなぐことをいう。以下同じ)をしておかなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- 1. おり、囲い等の障壁の中で飼養し、又は保管するとき。
- 2. 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬等としてその目的のために使用するとき。
- 3. 展覧会、競技会、サーカス等の催しで使用するとき。
- 4. 人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、訓練し、移動し、又は運動させるとき。
  - ※ 第31条1項より規定に違反した者は、 十万円以下の罰金に処する。

 南アルプス市 環境課 TEL 282-6097